

議員発第 3 号

茨木市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年3月28日提出

提出者 茨木市議会議員

上 田 光 夫

長 谷 川 浩

青 木 順 子

安 孫 子 浩 子

茨木市議会議長

福 丸 孝 之 様

茨木市条例第 号

茨木市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年茨木市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第13条第6項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第13条第6項の表以外の部分中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第51条において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第51条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第40条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第51条において」を削る。

第41条第3項中「この章において」を削る。

第50条中「第4章」を「前章」に改める。

第51条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第56条から第58条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第13条第6項の改正規定（同項の表に係る部分に限る。）は令和7年4月1日から、第56条から第58条までの改正規定は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。